

のおがた

議会だより

6月定例会

- ◆令和8年度直方市一般会計補正予算を可決
- ◆直方市印鑑登録条例の一部を改正する条例を制定

※画像はイメージです（AI生成）



ユメシティのおがた
(議案第63号 令和8年度一般会計補正予算(第2号)
10款4項12目14節 工事請負費)



フォークリフト
(議案第62号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)
4款2項6目17節 備品購入費)



はしご自動車
(議案第43号 直方・鞍手広域市町村圏事務組合及び
直方市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約
の締結に関する協議について)

主な内容

- P.2 提出議案とその結果
- P.3 賛否の分かれた議案、質疑
- P.4 委員会の審査
- P.6 一般質問
- P.12 水仙

市議会情報

直方市議会



△「直方市議会」で検索
または こちらを ©H E C K

6 月定例会に提出された議案等とその結果

条例		
議案第 32 号	専決処分事項の承認について（直方市税条例の一部を改正する条例）	承認
議案第 33 号	専決処分事項の承認について（直方市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	承認
議案第 35 号	直方市公平委員会委員等報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 36 号	直方市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 37 号	直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 38 号	直方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 39 号	直方市印鑑登録条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 40 号	直方市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 41 号	直方市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について	原案可決
予算		
議案第 34 号	専決処分事項の承認について（令和 7 年度直方市一般会計補正予算（第 8 号））	承認
議案第 62 号	令和 8 年度直方市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 63 号	令和 8 年度直方市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
人事		
議案第 47 号	直方市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 48 号 ～ 議案第 61 号	直方市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
その他		
議案第 42 号	財産の取得について	原案可決
議案第 43 号	直方・鞍手広域市町村圏事務組合及び直方市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について	原案可決
議案第 44 号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 45 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 46 号	市道路線の変更について	原案可決
意見書案第 2 号	地方財政の充実・強化に関する意見書について	原案可決
意見書案第 3 号	イランを巡る軍事行動の即時停止と平和的解決を求める意見書について	原案否決

報告																		
報告第3号	専決処分事項の報告について（市営住宅家賃滞納に係る民事調停）															報告		
報告第4号	専決処分事項の報告について（市営住宅家賃滞納に係る民事調停）															報告		
報告第5号	専決処分事項の報告について（道路災害に係る損害賠償の額を定めること）															報告		
報告第6号	専決処分事項の報告について（交通事故に係る損害賠償の額を定めること）															報告		
報告第7号	繰越明許費繰越計算書について（直方市一般会計）															報告		
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について（直方市介護保険特別会計）															報告		
報告第9号	予算繰越計算書について（直方市水道事業会計）															報告		
報告第10号	予算繰越計算書について（直方市下水道事業会計）															報告		

賛否の分かれた議案

会 派 名	公 明 党		正 誠 会		市民クラブ		ふ た ば		日本共産党		プラタナス		令和会		れ い め い					
議案番号	議員名	宮園祐美子	紫村博之	岡松誠二	篠原正之	野下昭宣	澄田和昭	中西省三	草野知一郎	那須和也	渡辺和幸	高宮誠	村田明子	矢野富士雄	松田昇	渡辺幸一	渡辺克也	森本裕次	安永浩之	田代文也
	第 33 号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	欠	○	○	○	○	—
	第 36 号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	欠	○	○	○	○	—
	意見書案第 3 号	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	欠	×	×	×	×	—

○：賛成、×：反対、欠：欠席、棄：棄権、除：除斥
—：議長には賛成・反対の意思表示をする表決権がありませんが、賛成・反対が同数になった場合、可否を決める裁決権があります。
※その他の結果については、全会一致で賛成となっています。

質 疑

6月定例会で質疑が行われた主な議案については次のとおりです。

議案番号	議案名	発言者	質疑項目
第33号	専決処分事項の承認について（直方市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	渡辺 和幸	子ども・子育て支援金について ほか
第34号	専決処分事項の承認について（令和7年度直方市一般会計補正予算（第8号））	渡辺 和幸	【歳出】公共交通対策費 補正額の財源内訳について
第62号	令和8年度 直方市一般会計補正予算（第1号）	宮園 祐美子	【歳出】電算システム改修委託料 ほか
		渡辺 和幸	【歳出】生活保護総務費 ほか
		那須 和也	【歳出】基幹システム改修委託料 ほか
第63号	令和8年度 直方市一般会計補正予算（第2号）	渡辺 和幸	地域未来交付金等の減額の根拠について ほか

総務常任委員会

教育民生常任委員会

産業建設常任委員会

委員会の報告

6月23日に開催され付託された議案について審査した主な内容です。

総務常任委員会

直方・鞍手広域市町村圏事務組合及び直方市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について

主な質疑としては、まず、はしご自動車の耐用年数と配置場所についてどうなっているのか尋ねました。所管課からは、耐用年数は17年で、配置する場所は、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部のはしご車を共同運用するため、宮田消防署に配置するとの回答がありました。それを受け、中高層建築物が圧倒的に直方市に多くあるにもかかわらず、なぜ宮田消防署に配置するのか尋ねました。所管課からは、専門部会連絡協議会等で協議した結果今回、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部の宮田消防署に配置すると決定したとの回答がありました。または

しご自動車が直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部の宮田消防署から直方市にこれる時間は、災害が始まって30分以内に到着して活動するのが基本となつておけるとの回答がありました。それを受け、次の更新時における配置場所の見直しについて尋ねました。所管課からは、次の更新の際に配置場所を含めて再度協議するとの回答がありました。

次に30m級のはしご自動車は何階建ての建物まで、外から消火できるのか尋ねました。所管課からは、10階か11階ぐらいまで消火できるが、はしご自動車を止められる場所によっては、前に花壇とか電線とかあったりすると消火できる階数も減ってくるとの回答がありました。それを受け高層階の火災が発生したとき、はしご自動車を中心に消火するということより、基本的に内部から通路とかから消火をして、補助的にはしご自

動車を使うイメージでよいのか尋ねました。所管課からは、はしご自動車は外から俯瞰注水を行い、内部は消防設備等を活用して行うとの回答がありました。それを受けはしご自動車到着するまで30分以内という話で少し不安を覚えたが、はしご自動車がメインで消火するわけではないことを確認できた。そこではしご自動車自体に放水能力はないのか、補助的な車両があるイメージでよいのか尋ねました。所管課からは、現有のはしご自動車においてはそうなのではないとの回答がありました。

次に、直方市ではしご自動車をイベントで使うことはあるのか尋ねました。所管課からは、現在ではしご自動車はイベント等では使用していないとの回答がありました。

また共同運用開始時期はおおよそいつ頃になるのか尋ねました。所管課からは、この議案の議決を得た後、直方・鞍手広域市町村圏事務組合の組合議会で議決を得て、県に報告し、告示後に協定を締結するなげとなり、運用開始時期は8月ぐらいと考えているが、まだ決定していないとの回答がありました。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

教育民生常任委員会

令和8年度直方市一般会計
補正予算(第1号)のうち
所管分について

生活保護費について、1
目生活保護総務費は財源が
全額国庫支出金であるが、
2目扶助費は国庫支出金と
一般財源が3対1の割合に
なっている。今回の支給は
裁判によって後から決まっ
たことなので全額国庫負担
になるべきではないかと尋
ねました。

所管課からは、国はあく
まで基準額の再計算である
ため、国が4分の3、市が
4分の1の負担との考えで
あるとの回答がありました。

また、既に生活保護を廃
止している世帯は追加支給
の申請が必要であることを
ホームページで周知すると
いうことであるが、今は情
報収集としてLINEの比
重が高いのではないかと尋
ねました。

所管課からは、市報・ホ
ームページに加えて、LI

NEでもリンクを貼るなど
担当課と打ち合わせながら
周知を図っていききたいとの
回答がありました。

次に、教育指導費につい
て、新入小学校に新たに不
登校児童支援員を配置する
ということであるが、他校
の児童が不登校に対する支
援を受ける場合、既に支援
員を配置している直方東小
学校や新入小学校に通うの
かと尋ねました。

所管課からは、この「早
期アプローチを重視した不
登校対策校内支援充実事業」
は不登校兆候を示した児童
に早期にアプローチして不
登校へと移行させない取組
である。他の学校の児童に
ついては、教育支援センタ
ーまたはそれぞれの学校で
不登校対策を行うとの回答
がありました。

委員会としては、学力の
向上と不登校の減少につい
て成果を上げるよう努力し
てほしいと要望しました。
採決の結果、可決すべき
ものと決定しました。

令和8年度直方市一般会計
補正予算(第2号)のうち
所管分について

本会議の質疑の際、再入
札によって完了が7か月遅
れるという話があったが、
大ホール・小ホールが使用
できない期間も延長になる
のかと尋ねました。

所管課からは、全体の工
事として期間が後ろ倒しと
なるため、両施設の閉館期
間も当初より後ろ倒しにな
る予定との回答がありまし
た。

委員会としては、利用さ
れる方に対して工事期間の
変更をまずお知らせし、利
用を計画されている方との
調整についても今から準備
して行うよう要望しました。

採決の結果、可決すべき
ものと決定しました。

産業建設常任委員会

市道路線の関係について

植木202号線について、
天神橋から植木小学校まで

が廃止となるのか尋ねまし
た。

所管課からは、主要地方
道直方芦屋線と重複するこ
とから市道を廃止するもの
であるとの回答がありまし
た。

山部90号線については、
これまでは軌道部分も市道
に含まれていたのか、また
跨線橋がなくなったために
軌道部分を廃止するのか尋
ねました

所管課からは、もともと
跨線橋がかかっており、航
空写真により平成元年4月
から平成2年8月の間に撤
去されたことが確認された、
お見込みのとおり廃止する
との回答がありました。

また、市道路線の廃止や
変更がこれまで何度も繰り
返されていますが、今後も
出てくる可能性があるのか
尋ねました。

所管課からは、今年度か
ら約7年間かけて道路台帳
を整備していく予定である
との回答がありました。

採決の結果、原案のとお
り可決すべきものと決定し
ました。

令和8年度直方市一般会計
補正予算(第1号)のうち
所管分について

フォークリフトの使用状
況はどのようなものか尋ね
ました。

所管課からは、主に資源
拠点回収所において、乾
電池や小型電子機器の整理
や運搬業務等に使用してお
り、ドラム缶に入った乾電
池や専用容器に入った蛍光
管、小型電子機器の積み込
みや積み下ろし、回収場所
と保管場所の移動などに活
用しているとの回答があり
ました。

その回答を受け、当該フ
ォークリフトはいつ購入さ
れたのか。レンタルなど他
の方法は検討されなかった
のか。メンテナンスについ
てどのように考えているか
尋ねました。

所管課からは、平成14年に購入し、現在まで24年が経過しており、レンタルの検討も行ったが、不定期の使用頻度と費用を考慮した結果、購入の方が経済的と判断した。メンテナンスについては、市職員による日常的な点検を行うとともに、点検資格を有する業者に年1回の定期点検を実施するとの回答がありました。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

意見書

今定例会では、次の意見書が提出され、採決の結果可決しました。可決した意見書を、関係行政庁等に送付しました。

◎地方財政の充実・強化に関する意見書

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣です。

一般質問

6月定例会の一般質問は、6月15日から18日までの4日間行われ、15名の議員が市政について質問しました。一般質問は、議案と関係なく市政全般にわたり執行機関に対して執行状況や将来に対する方針などについて所信を尋ねたり、報告、説明を求めるものです。

篠原正之 議員



質問 直方市における職員採用と障がい者雇用の多様性について

①障害者法定雇用率の現状、法改正を踏まえての取組は。
②特に知的・精神障がい者の雇用や採用試験における合理的配慮は。
③定着支援について採用後の業務の切り出しや受入れ側の啓発、研修、外部専門機関との連携は。

答弁 本市の障がい者雇用率は、令和8年6月1日現在で3・19%となっており、法定雇用率を上回っている。しかしながら、職員の採用や退職、あるいは障害者手帳の更新状況などにより、この雇用率は常に変動するものであり、継続的な状況

把握が必要であると考え。そのため、今後も障がいを持った人を対象とした職員採用を継続し、面接重視の採用試験を実施していく。また、受験上の合理的配慮や採用後の適正配置に努め、職員研修や相談体制の充実を図りながら、多様な人材が安心して能力を発揮し、長く働き続けられる職場づくりを進めていく。



草野知一郎 議員



質問 ユメニティのおがた改修工事について

令和8年3月議会においてユメニティのおがた大規模改修工事の概要が説明されたが、その後工事請負に関する入札が不調に終わったとの報告に接した。この件に関して、経緯と今後の見通しについて問う。

答弁 当該工事については、実勢価格と予定価格が大きく乖離しているなどの理由により、入札参加者がなく不調となった。そのため、最新の単価に置き換える等の対応を行い再発注を行う。今後、補正予算措置を行い、9月中には再入札を行う予定。順調に進んだとして、当初予定より開館が7か月ずれ込む。